

利府町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、合併処理浄化槽の適正な維持管理を促進し、公共用水域等の水質保全を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、合併処理浄化槽を管理している者に対し、利府町合併処理浄化槽維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、利府町補助金等交付規則（平成13年利府町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 既存単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 浄化槽及び既存単独処理浄化槽（併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理するものに限る。）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。
- (4) 浄化槽管理者 法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。
- (5) 維持管理 法第8条に規定する保守点検及び法第9条に規定する清掃をいう。
- (6) 住宅 専ら居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (7) 集会施設 町内会その他の住民組織が地域の拠点として設置し、地域住民の集会等コミュニティづくりの場の用に供する建物をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定した事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域又は下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域において、住宅又は集会施設に設置されている合併処理浄化槽を適正に維持管理している浄化槽管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる浄化槽管理者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けずに設置した合併処理浄化槽の浄化槽管理者
 - (2) 法第7条第1項又は第11条第1項の規定による水質に関する検査（以下「法定検査」という。）を受けていない合併処理浄化槽の浄化槽管理者
 - (3) 法定検査の結果が不適と判定され、改善を行っていない合併処理浄化槽の浄化槽管理者
 - (4) 販売又は賃借等の営利目的で、設置した合併処理浄化槽の浄化槽管理者
- （補助金の交付額）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、合併処理浄化槽の維持管理に関する契約締結の日若しくは当該契約締結の日の属する年度の翌年度以降において当該契約締結の日に応当する日（この条において「起算日」という。）から起算日から1年を経過した日又は合併処理浄化槽の使用を廃止した日若しくは補助対象区域外になった日まで（以下「管理年度」という。）に合併処理浄化槽の維持管理に要した費用とし、補助金の交付額は別表左欄に掲げる区分ごとに同表右欄に定める額を限度とする。ただし、その額に、100円未満の端数が生じた場合には、その額を切り捨てた額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は様式第1号によるものとし、管理年度の末日から1月以内に町長に提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 合併処理浄化槽の維持管理に関する契約を証する書類の写し
- (2) 法定検査を受検したことを証明する書類の写し
- (3) 清掃したことを証明する書類の写し
- (4) 維持管理に要した費用の支払いを証する書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは様式第2号

を、交付しないと決定したときは様式第3号を、それぞれ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書及び同条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書及び同条第2項の規定により補助事業等実績報告書に添付しなければならない書類とみなす。

(額の確定の通知)

第8条 規則第6条の通知は、規則第13条の通知とみなす。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度以降の予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に適用するものとする。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日以後1年以内に第5条の管理年度の末日が到来するものについては、管理年度の初日が平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間にある合併処理浄化槽の維持管理費についてもこの要綱の補助対象とする。
- 4 この要綱の施行の日以後、平成16年2月29日までに第5条の管理年度の末日が到来するものについては、第6条による申請期限を平成16年3月31日までとする。
- 5 第12条の規定は、管理年度の初日が平成15年4月1日以降の保守点検に適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月30日から施行し、平成20年度予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金を適用する。

- 3 この要綱の施行日以後1年以内に第5条の管理年度の末日が到来するものについては、管理年度の初日が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間にある合併処理浄化槽の維持管理費についてもこの要綱の補助対象とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の利府町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以降の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱による改正前の利府町合併処理浄化槽維持管理費補助金交付要綱の規定による諸様式で、取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、新要綱の規定によるものとみなす。

別 表（第4条関係）

合併処理浄化槽の人槽区分	補助限度額
5人槽から7人槽まで	22,000円
8人槽以上	27,000円